

1. 件名：福島第一原子力発電所における眼の水晶体への線量等に係る面談
2. 日時：平成29年6月9日（金）13時30分～14時40分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

今井室長、熊谷管理官補佐、菅生係長

安全規制管理官（BWR担当）付

岩永管理官補佐

原子力規制企画課

荒木課長、石井企画官、角谷係長、鈴木専門職、別所技術参与
放射線防護グループ

放射線対策・保障措置課

寺谷企画調整官、大町国際・放射線対策専門官、一瀬国際・放射線対策専門官

厚生労働省 電離放射線労働者健康対策室 1名

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当4名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、本年5月12日の面談を踏まえ、以下の説明等があった。
 - ・福島第一原子力発電所構内の協力企業に対し、眼の水晶体の等価線量が5年平均20mSv、単年度50mSv以下となるような線量管理に努めてもらうよう協力要請を実施する計画で調整を進めているが、作業員の就業を規制することになるので、現場に導入した際の様々な課題を整理しているところ。
 - ・また、今後は実効線量と等価線量の2種類を管理することとなるので、改めて各企業に対し、作業員個人ごとのβ線、γ線の線量記録の提出を求め、東京電力側で一括管理する必要があると考えている。
 - ・5年単位での管理については、始期をいつにするか決める必要があることから、原子力規制庁から始期については提示していただけないか。
 - ・β線の遮へい効果に関する研究については、既にマスクの遮へい効果に関するデータ収集を実施しているところ。
- 原子力規制庁から以下の事項を求めた。
 - ・今後、作業員個人ごとのβ線、γ線の線量記録の提出を求め、東京電力側で一括管理する場合の準備に必要な期間について、想定を教えて欲しい。

また、管理の始期にもよるが、作業員個人ごとの β 線、 γ 線の線量記録を過去に遡って確認しようとした場合、どんな記録をどこまで過去に遡って確認できるのか、それを行うためにどの程度の時間が必要となり得るのか、現状において、整理をして欲しい。

- ・ 今後マスクの遮へい効果のデータは放射線審議会に報告していただきたい。なお、収集されているデータについては、庁内の専門家からもコメント等を行っていくつもりであることから、収集の途中段階のデータで良いので、原子力規制庁の技術参与を交えた面談で説明をお願いしたい。
- ・ また、データを収集している現場の現地調査を実施させていただきたい。

6. その他

配付資料：平成 29 年 5 月 12 日 面談議事要旨

<https://www.nsr.go.jp/data/000189848.pdf>